

4月1日から、し尿汲み取り日が変わります

汲み取り予定日	汲み取り地区	汲み取り予定日	汲み取り地区
第1月・火・水曜日	阿久比・棕岡・矢口 高岡・植・大古根	第1木・金曜日	草木
第2月・火・水曜日	板山・福住・白沢 坂部・卯之山	第2木・金曜日	横松・萩・宮津
第3月・火・水曜日	阿久比・棕岡・矢口 高岡・植・大古根	第3木・金曜日	草木
第4月・火・水曜日	板山・福住・白沢 坂部・卯之山・阿久比団地	第4木・金曜日	横松・萩・宮津

4月1日から、上記のとおりし尿汲み取り日を変更します。予定日のいずれかの日に伺います。汲み取り予定日を確認して、し尿汲み取りの申し込みをしてください。

し尿汲み取りには、し尿汲取券が必要です

し尿汲取券は、阿久比町し尿汲取券取扱所で購入してください。汲み取り予定日までに、し尿汲取券の印欄に申込者の印を押した券をあらかじめ準備し、汲み取り作業終了後、汲み取り業者（町委託業者）へ渡してください。し尿汲取券がない場合、汲み取りをしない場合があります。し尿汲み取りは、現金での支払いはできません。必ずし尿汲取券を購入してください。

し尿汲み取りの申し込み方

し尿汲み取りの申し込みは、阿久比町し尿券取扱所へ申し込んでください。し尿汲み取りの申し込みは、汲み取りを希望する予定日の二日前までにしてください。汲み取り予定日には、必ずし尿汲取券と清掃用の水（バケツ二丁三杯）を用意し、汲み取り口と通路は作業のしやすいように整理・整頓をしてください。冠婚葬祭や雨水が入るなど急に汲み取りが必要となったときは、直接環境衛生課へ申し込みください。

問い合わせ先 環境衛生課
☎(48)1111 (内317)

産業廃棄物処理施設（汚泥等の焼却施設）の設置許可申請書及び生活環境影響調査書の縦覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、愛知県知事に産業廃棄物処理施設の設置許可申請がありましたので、次のとおり関係図書を縦覧します。

この計画については、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができます。詳細は縦覧場所まで尋ねてください。

申請者
豊田ケミカルエンジニアリング株式会社代表取締役 井上文男
施設の設置場所
半田市日東町一 三〇

処理する産業廃棄物の種類と産業廃棄物処理施設の種類
汚泥、廃油、廃プラスチック類、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くずとガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず（いずれも廃ポリ塩化ビフェニルなど、ポリ塩化ビフェニル汚染物およびポリ塩化ビフェニル処理物を除く）の焼却施設
特別管理産業廃棄物（引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害汚泥、特定有害廃油、特定有害廃酸および特

定有害廃アルカリ）の焼却施設。

縦覧場所

愛知県環境部廃棄物対策課（四月一日以降は、愛知県環境部資源循環推進課）、愛知県知多事務所、愛知県西三河事務所、阿久比町役場環境衛生課ほか

縦覧期間と時間

三月三日（金）から四月三日（月）までの午前九時半から午後四時半まで（土曜・日曜日、祝日を除く）。

意見書の提出期間と提出先
提出期間

三月三日（金）から四月十七日（月）まで（土曜・日曜日、祝日を除く）。

郵送の場合は、四月十七日（月）までの消印のあるもの限り受け付けます。

提出先

・愛知県環境部廃棄物対策課（四月一日以降は、愛知県環境部資源循環推進課）
〒460 8501

名古屋市中区三の丸三 一二

・愛知県知多事務所
〒475 8501

半田市出口町一 三六

・愛知県西三河事務所
〒444 8551

岡崎市明大寺本町一 四

問い合わせ先
愛知県環境部廃棄物対策課

☎052(961)2111
環境衛生課
☎(48)1111 (内317)